



平成 21 年 1 月 23 日

各 位

会社名：アルテック株式会社  
代表者名：代表取締役社長 加畑 洋  
(コード番号 9972 東証第一部)  
問合せ先：取締役経営企画室長 星野 幸広  
(TEL：03 - 5363 - 0922)

## 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 23 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 2 月 25 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第 9 条 当社は株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は単元株式数に満たない数の株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。	(削 除)
(単元未満株主の権利制限) 第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1) ～ (4) (記載省略)	(単元未満株主の権利制限) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1) ～ (4) (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第 11 条 (記載省略) 2 (記載省略)	(株主名簿管理人) 第 10 条 (現行どおり) 2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第12条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第13条～第51条 （記載省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（以下、条数を繰り上げる）</p> <p>第12条～第50条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更の為の定時株主総会開催日 平成 21 年 2 月 25 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 2 月 25 日（水曜日）

以 上